

事務事業調整報告書

協議項目	23-12 水道・下水道関係事務事業の取扱い(その1)	上下水道部会
協議細目	水道事業	
<p>1. 課題、問題点等</p> <p>上下水道事業については、生活に重要な影響のある地方公営企業等として、独立採算制を原則としており、事業規模、運営制度、給水条件、使用料金等に差異がある場合があります。</p> <p>当事業は、住民生活に極めて密着に関係し、かつ重要なものであるため、合併を行う場合には、住民の生活に影響を及ぼさないよう、また負担の公平性及び住民の一体性の確保を勘案の上、調整することが必要となります。</p> <p>水道事業においては、適正かつ能率的な運営に努め（水道法第2条の2）、料金については、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なもの（同法第14条第2項）であることが求められます。</p> <p>2町合併における具体的な課題、問題点は次のとおりであり、それぞれの経緯や事情により調整が困難なものについては、新町における事業の運営について十分検討し、効率的な運用と円滑な統一について計画的に調整することが適当と思われる。</p> <p>< 水道事業 ></p> <p>(1) 料金体系について</p> <p>浜坂町簡易水道事業については、各区が管理運営している現状があり、過去の経緯を勘案すると、町移管はかなり困難と思われるが、平成16年度中に各区長と十分協議を行い、合併時には新町で管理運営できるよう方向性を示すのが適当と思われる。</p> <p>浜坂町は簡易水道ごとに料金が異なるため調整が必要であり、平成16年度中に各区長と協議を重ね簡易水道料金をひとつに統一することが適当と思われる。</p> <p>上水道との料金の統一については、合併後5年を目途に調整することが適当と思われる。</p> <p>浜坂町は、消費税導入時の改定のみで料金改定を行っていないため見直す必要があると思われる。</p> <p>温泉町も昭和51年から料金改定をしていないため、健全な経営状況に向けて料金改定の必要があると思われる。</p> <p>統一事項として、合併を契機に料金改定について4～5年のサイクルで見直すなど、ルール化を図るべきであると思われる。</p> <p>(2) 新規加入事務について</p> <p>浜坂町は、上水道と簡易水道で分担金の差異があり、管理運営方法も含めて検討する必要があると思われる。</p> <p>浜坂町と温泉町の加入金及び設計審査、竣工検査手数料が異なるため調整する必要がある。温泉町の例により合併時に統一することが適当と思われる。</p> <p>(3) 異動事務について</p> <p>開閉栓手数料については、2町で内容が異なるため調整する必要がある。温泉町の例により合併時に統一することが適当と思われる。</p> <p>(4) 水道工事指定店について</p> <p>手数料の額は同じであるため、現行のまま新町に引き継ぐことが適当と思われる。</p> <p>2. 調整方針</p> <p>(1) 水道料金については、合併後5年を目途に調整する。</p> <p>(2) 加入金及び設計審査、竣工検査手数料については、温泉町の例により合併時に統一する。</p> <p>(3) 開閉栓手数料については、温泉町の例により合併時に統一する。</p> <p>(4) 水道工事指定店登録にかかる手数料については、現行のまま新町に引き継ぐ。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目	23-12 水道・下水道関係事務事業の取扱い(その1)	上下水道部会
協議細目	水道事業	
3. 事務事業現況比較表(水道事業)		
区分	浜坂町	温泉町
水道料金	上水道料金	口径 基本水量 基本料金 超過料金 13mm 10m3 1,680円 126円/m3 20mm 20m3 3,360円 126円/m3 25mm 40m3 6,720円 126円/m3 40mm 200m3 33,600円 126円/m3 50mm 500m3 84,000円 126円/m3 75mm 1,000m3 168,000円 126円/m3 100mm 5,000m3 840,000円 126円/m3 臨時給水 126円/m3
	簡易水道料金	施設名 料金 超過料金 基準13mm 久斗山簡易水道 1戸当たり 420円 居組簡易水道 10m3当たり 945円 84円/m3 諸寄簡易水道 10m3当たり 945円 94円/m3 釜屋簡易水道 10m3当たり 1,680円 境飲料水供給施設 1戸当たり 1,260円 大味中小屋飲料水供給施設 1戸当たり 1,575円 大口径料金 町長が別に定める。
加入手続	分担金 加入金	口径 加入金 13mm 105,000円 20mm 147,000円 25mm 189,000円 40mm 420,000円 50mm 472,500円 75mm 892,500円 100mm以上 2,310,000円 その都度町長が定める増径分担金は、新旧料金の差額
	手数料	設計審査手数料 1回につき 500円 竣工検査手数料 1回につき 500円
異動手続	手数料	開閉栓手数料 なし (上水道 職員対応) (簡易水道 各区長対応)
	手数料	開閉栓手数料 口径 開栓(設置) 閉栓(撤去) 13mm 1,000円 1,000円 20及び25mm 2,000円 2,000円 30mm 3,000円 3,000円 40mm 4,000円 4,000円 50mm以上 5,000円 5,000円 (メーターの設置・撤去 職員対応)
水道工事指定店	手数料	登録等手数料 1件につき 10,000円

水道・下水道関係事務事業の取扱いに関する法令

【水道法（抜粋）】

（責務）

第2条 国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。

2 国民は、前項の国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、自らも、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に努めなければならない。

第2条の2 地方公共団体は、当該地域の自然的社会的諸条件に応じて、水道の計画的整備に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、水道事業及び水道用水供給事業を営営するに当たっては、その適正かつ能率的な運営に努めなければならない。

（用語の定義）

第3条

2 この法律において「水道事業」とは、一般の需用に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が100人以下である水道によるものを除く。

3 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が5千人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。

（供給規定）

第14条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

(1) 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

(2) 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。

(3) 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。

(4) 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。